

原子力災害対策指針要求内容への対応状況

【原子力災害対策指針（第2 原子力災害事前対策）に示された基本的考え方（抄）】

（1）原子力災害事前対策の基本的考え方

▶ 平時から、適切な緊急時の計画の整備を行い、訓練等によって実行できるように、準備を十分行っておく必要がある。

（2）緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

▶ 準備段階では、原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する必要がある。

▶ 情報提供や防護措置の準備を含めた必要な対応について、あらかじめ原子力事業者は原子力事業者防災業務計画に、国は防災基本計画や原子力災害対策マニュアル等に、地方公共団体は地域防災計画（原子力災害対策編）に、それぞれ定めておかなければならない。

原子力災害対策指針 第2 原子力災害事前対策	「川内地域の緊急時対応（全体版）」該当ページ	鹿児島県地域防災計画 （平成25年度版） 第3章 原子力災害事前対策	薩摩川内市地域防災計画 （平成25年度版） 第3章 原子力災害事前対策計画	○いちき串木野市（H25.5）、阿久根市（H25.5）、鹿児島市、出水市（H25.6）、日置市、始良市（H25.5）、さつま町、長島町（H25.6）
<p>（3）原子力災害対策重点区域</p> <p>③原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点</p> <p>地方公共団体は、各地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、上記②（i）、（ii）で述べた考え方（注：（i）EAL、（ii）OIL）を踏まえつつ、区域を設定する必要がある。</p>	<p>1. 川内地域の概要</p> <p>○原子力災害対策重点区域の概要（4ページ）</p>	<p>○原子力災害対策指針で示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるとし、PAZ及びUPZの地区を記載。</p> <p>【第1章 総則 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲】</p>	<p>○水引、滄浪、寄田、峰山地区の全域をPAZに指定。UPZを具体的な地区名で指定。</p> <p>【第1章 総則 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲】</p>	<p>○いちき串木野市、阿久根市：市内全域をUPZに指定。</p> <p>○鹿児島市：郡山町、郡山岳町、西俣町、花尾町及び有田町の各一部を指定。</p> <p>○出水市：地域、地区（自治会等）を指定。</p> <p>○日置市：大字及び自治会を指定。</p> <p>○始良市：蒲生町白男松生集落を指定。</p> <p>○さつま町：地域、地区（公民会等）を指定。</p> <p>○長島町：大字山門野の田尻、火ノ浦地区、大字下山門野の汐見、瀧、広野地区を指定</p>
<p>（5）緊急時における住民等への情報提供の体制整備</p> <p>地域防災計画（原子力災害対策編）等において、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定め、同様にして定めた一定の区域又は集落の責任者や住民等に迅速かつ正確な情報が伝達される仕組みを構築することが必要である。このため、</p> <p>①緊急時の通報連絡体制</p> <p>②緊急時モニタリング等の結果の解釈の仕方</p> <p>③住民等の避難経路・場所</p> <p>④医療機関の場所</p> <p>⑤防災活動の手順等</p> <p>について、平時から情報提供をしておく必要がある。また、情報の伝達に必要な設備を整備しなければならない。</p>	<p>2. 緊急事態対応体制</p> <p>○住民への情報伝達体制（15ページ）</p>	<p>○住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図る旨を記載。また、多様なメディアの活用体制の整備に努める旨を記載。</p> <p>【第3章 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>○住民等に対する普及啓発として、モニタリング結果の解釈の仕方、緊急時にとるべき行動、などの広報活動を実施する旨を記載。</p> <p>【第3章 第15節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信】</p> <p>○防災行政無線、J-ALERT、テレビ、ラジオを効果的に活用する。インターネットや緊急速報（エリアメール等）、ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努める旨記載している。</p> <p>【第8節 複合災害に備えた体制の整備 6 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p>	<p>○市民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、県防災行政無線等の無線設備（個別受信機を含む。）、広報車両等の施設、装備の整備を図る旨を記載。また、多様なメディアの活用体制の整備に努める旨を記載。</p> <p>【第3章 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>○住民等に対する普及啓発として、モニタリング結果の解釈の仕方、緊急時にとるべき行動、などの広報活動を実施する旨を記載。</p> <p>【第3章 第14節 原子力防災等に関する市民等に対する知識の普及啓発及び情報発信】</p> <p>※住民の避難場所、避難経路について、広域避難計画を作成し提供している。</p>	<p>※住民の避難場所、避難経路について、広域避難計画を作成し提供している。</p> <p>○いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第9節 住民等への的確な情報伝達活動】</p> <p>○阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>○鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第6節 1 情報の収集・連絡体制等の整備】</p> <p>○出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>○日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>○始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>○さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>○長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第2章 第5節 情報収集・連絡体制の整備】</p>
<p>（6）緊急時モニタリングの体制整備</p> <p>事前対策として、迅速な緊急時モニタリングを可能</p>	<p>7. 緊急時モニタリングの実施体制</p>	<p>○警戒本部を設置した時は、直ちに環境放射線監視センター内に環境放射線チームを設置す</p>	<p>○県が行う緊急時モニタリングに協力する旨を記載。</p>	<p>○いちき串木野市：県の計画を抜粋して記載。【第4章 第3節 緊急時モニタリング】</p>

<p>とする計画を準備しておく必要がある。また、様々な要因により要員や資機材が不足する可能性に留意しつつ、緊急時モニタリングの機能が損なわれないような対策を講じておく必要がある。</p> <p>地方公共団体は、あらかじめ緊急時モニタリング計画を作成する。計画には、事故の状況に応じた具体的な実施項目や実施主体等の項目を記載する。</p> <p>緊急時モニタリングの結果の解釈の仕方について地域の特性に応じて事前に整理しておく。</p>	<p>○緊急時モニタリングの体制（65ページ）</p> <p>○鹿児島県における環境放射線モニタリング体制（66、67ページ）</p> <p>○緊急時モニタリング実施計画（68ページ）</p> <p>○川内地域の既設固定観測局及び一時移転等の実施単位（69ページ）</p> <p>○緊急時モニタリング動員計画（70ページ）</p>	<p>る旨記載している。（緊急時モニタリングチームが設置されら場合には、そちらに移行する。）</p> <p>○緊急時モニタリング実施体制の整備として、緊急時モニタリング計画の作成、資機材等の整備・維持、要員の確保、訓練等を通じた測定品質の向上、緊急時予測システムや緊急時対策支援システムの整備を行う旨記載されている。また、別表として、組織図及び業務、通信連絡系統図が整理されている。</p> <p>【第3章 第7節 12 モニタリング体制等】</p>	<p>※緊急時モニタリングの体制、関係機関への協力要請、緊急時モニタリングの実施については、県の計画を抜粋して記載。</p> <p>【第4章 第3節 緊急時モニタリング】</p>	<p>○阿久根市：県が行う緊急時モニタリングに協力する旨を記載。【第4章 第2節 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動】</p> <p>○鹿児島市：県の計画を抜粋して記載。【第4章 第4節 緊急時モニタリング】</p> <p>○出水市：阿久根市と同様の記載。【第4章 第2節 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動】</p> <p>○日置市：県の計画を記載。【第4章 第4節 第4 緊急時モニタリングの実施】</p> <p>○始良市：県の計画を抜粋して記載。【第4章 第3節 緊急時モニタリング】</p> <p>○さつま町：阿久根市と同様の記載。【第4章 第2節 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動】</p> <p>○長島町：阿久根市と同様の記載。【第3章 第3節 2 緊急時モニタリング活動】</p>
<p>（7）被ばく医療体制の整備</p> <p>○各医療機関が各々の役割を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくことが重要である。</p> <p>○緊急被ばく医療の実践には、基本的な放射線医学に関する知識と技術が必要であり、そのための教育・研修・訓練等を実施する必要がある。国及び地方公共団体は、このような役割を担う医療機関等を組み込んだ被ばく医療体制を整備する必要がある。</p> <p>① 被ばく医療の実施体制</p> <p>② 被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等</p> <p>③ 安定ヨウ素剤の予防服用体制</p> <p>○PAZにおいては、地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する必要がある。</p> <p>①事前配布用の安定ヨウ素剤を購入し、公共施設で管理する。</p> <p>②事前配布のために原則として住民への説明会を開催する。医師等により留意点等を説明し、説明書とともに安定ヨウ素剤を配布する。</p> <p>③予備の安定ヨウ素剤を備蓄する。</p> <p>④更新時期の管理方法と期限切れ製剤の確実な回収方法についてあらかじめ定め、実施する。</p> <p>PAZ外においては、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備する必要がある。緊急時に備え安定ヨウ素剤を購入し、避難の際に学校や公民館等で配布する等の配布手続きをさだめ、適切な場所に備蓄する。</p>	<p>8. 緊急被ばく医療の実施体制</p> <p>○緊急被ばく医療体制（76ページ）</p> <p>○PAZ圏内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布（73ページ）</p> <p>○避難住民に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布（74ページ）</p>	<p>○国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行う旨を記載。具体的には、中核となる被ばく医療機関の選定、医療情報システムの整備、広域的な体制の整備に努めるとしている。</p> <p>【第3章 第12節 3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備】</p> <p>○薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、安定ヨウ素剤を整備する旨を記載。人口を基に必要な数量を整備し、配布場所及び年齢によって異なる服用量及び服用の留意点を、あらかじめ住民に周知するとしている。</p> <p>【第3章 第12節4（1）ア 安定ヨウ素剤の整備】</p>	<p>※県の計画を抜粋して記載。</p> <p>【第3章 第11節 第3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備】</p>	<p>○いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第11節 第3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備】</p> <p>○阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第9節 1～3 救助・救急、医療、消火及び防護資器材等の整備】</p> <p>○鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第12節 3 医療活動用資器材及び緊急被爆医療活動体制等の整備】</p> <p>○出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第12節 3 医療活動用資器材及び緊急被爆医療活動体制等の整備】</p> <p>○日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第11節 第3】</p> <p>○始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第11節 救助・救急、医療、消化及び防護資器材等の整備】</p> <p>○さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第12節 3 医療活動用資器材及び緊急被爆医療活動体制等の整備】</p> <p>○長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第2章 第8節 3 緊急被爆医療の活動体制の強化】</p>
<p>（8）平時からの住民等への情報提供</p> <p>①放射性物質及び放射線の特性</p> <p>②原子力事業所の概要</p>		<p>○住民等に対する普及啓発として、放射性物質及び放射線の特性に関すること、原子力発電所の概要に関すること、原子力災害とその特性に</p>	<p>○市民等に対する普及啓発として、放射性物質及び放射線の特性に関すること、原子力発電所の概要に関すること、原子力災害</p>	<p>○いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信】</p>

<p>③原子力災害とその特殊性 ④原子力災害発生時における防災対策の内容</p>		<p>関すること、緊急時の県や国等の対策に関する こと、などの広報活動を実施する旨を記載。 【第3章 第15節 原子力防災等に関する 住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信】</p>	<p>とその特性に関すること、緊急時の県や国 等の対策に関すること、などの広報活動 を実施する旨を記載。 【第3章 第15節 原子力防災等に関する 住民等に対する知識の普及啓発及び情報 発信】</p>	<p>○阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第12節 原 子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国 際的な情報発信】 ○鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第13節 住 民等への的確な情報伝達体制の整備】 ○出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第13節 住 民等への的確な情報伝達体制の整備】 ○日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第13節 住 民等への的確な情報伝達体制の整備】 ○始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第12節 住 民等への的確な情報伝達体制の整備】 ○さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第13節 住 民等への的確な情報伝達体制の整備】 ○長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第2章 第12節 原 子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発】</p>
<p>(9) オフサイトセンター等の整備 ①発電用原子炉のオフサイトセンターについては、 PAZ 及び UPZ の目安を踏まえた範囲に立地すること ②必要な放射線防護対策が講じられていること ③地方公共団体と緊密に連携できること ④代替施設の確保や通信経路の複線化等の方策が講 じられていること</p>	<p>1. 川内地域の概要 ○オフサイトセンターの放 射線防護対策・電源対策 (13ページ)</p>	<p>○オフサイトセンター 薩摩川内市神田町1-3 鹿児島県原子力防災センター ○代替オフサイトセンター 日置市東市来町長里1020-1 消防学校 鹿児島市鴻池新町10-1 鹿児島県庁行政庁舎 【第2章 第2節 2(2) 現地対策本部 ア 設置】 ○国と連携して、非常用電話、ファクシミリ、 テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通 信機器の整備を推進する旨記載している。 ○国と連携して、過酷事故後についても継続的 に活動することのできる施設、設備、防護資機 材、資料等について整備、維持、管理を行う旨 を記載している。 ○国と連携し、オフサイトセンターが使用でき ない場合に、これを代替する施設への移転・立 上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬 送計画をあらかじめ定めておくものとする。 【第2章 第7節 11 オフサイトセンタ ー】</p>		
<p>(10) 諸設備の整備 ①放射線の量を様々な局面で計測する設備や機器、広 範囲に及ぶ放射線の影響を各種データから解析し避 難等の判断に資するシステム、状況や措置に関する情 報を地域住民、関係機関、原子力事業者の間で迅速かつ正確に共有するためのインフラ等を整備しなければなら ない。これらの設備や機器等の整備に当たっては、地震等の自然災害への頑健性を配慮しなければならない。 ②放射線の影響下であるための防護資機材の整備が</p>		<p>※原子力施設等緊急時安全対策交付金等による整備を行っている。</p>		

<p>必要である。特に、汚染地域で活動する防災業務関係者等の救急活動を実施するための者の防護装備の整備が必要である。</p> <p>③救急・災害医療のための設備、資機材等については、以下の点を踏まえて整備を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要な連絡先を含めた連絡網（連絡網の更新確認も含む） ・災害時においても利用可能なネットワークシステムによる画像転送設備 ・複合災害においても利用可能な情報網及び情報連絡設備 <p>一般的な災害対策と同様に、避難のための道路の整備、輸送手段の確保、避難所等の整備などが必要となる</p>				
<p>（１１）防災関係資料の整備</p> <p>①組織体制に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質又は放射線の影響推定に関する資料を常備する必要がある。</p> <p>②オフサイトセンターには、関係機関と共有すべき資料を常備しておく必要がある。</p> <p>③電源喪失の影響を受けない媒体と閲覧手段を用いて保存する。</p> <p>④ 常に最新のものに更新する仕組みを構築する。</p>		<p>○県は、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、更新し、災害対策本部やオフサイトセンターに備え付ける旨を記載している。</p> <p>【第３章 第５節 ２ 情報の分析整理と活用体制の整備】</p>	<p>○市は、原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める旨を記載している。</p> <p>○地域防災計画資料編を作成・公表。</p> <p>【第３章 第５節 第２ 情報の分析整理と活用体制の整備】</p>	<p>○いちき串木野市：原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、更新し、防災担当課に備え付ける旨を記載している。【第３章 第５節 第２ 情報の分析整理と活用体制の整備 ３ 防災対策上必要とされる資料の備え付け】</p> <p>○阿久根市：いちき串木野市と同様の記載。【第３章 第５節 第２ 情報の収集・連絡体制等の整備】</p> <p>○鹿児島市：いちき串木野と同様の記載。【第３章 第６節 情報の収集・連絡体制等の整備】</p> <p>○出水市：いちき串木野と同様の記載。【第３章 第６節 情報の収集・連絡体制等の整備】</p> <p>○日置市：いちき串木野と同様の記載。【第３章 第６節 情報の収集・連絡体制等の整備】</p> <p>○始良市：いちき串木野と同様の記載。【第３章 第５節 情報の収集・連絡体制等の整備】</p> <p>○さつま町：いちき串木野と同様の記載。【第３章 第６節 情報の収集・連絡体制等の整備】</p> <p>○長島町：いちき串木野と同様の記載。【第２章 第５節 情報収集・連絡体制の整備】</p>
<p>（１２）防災業務関係者等に対する教育及び訓練</p> <p>①教育 防災業務関係者に対して、それぞれの責任範囲、任務内容、手順等を理解させる。</p> <p>②訓練を通じて、防災計画、施設・設備・機器の機能、対策の準備状況、対応者の判断能力等の全体的な実効性を確認するとともに、防災体制の改善を図る。防災活動の各要素の熟練度を高めていくこと、及び総合的な防災訓練を実施する。訓練の実施後には、その結果を評価して必要な改善を行う等、防災体制の更なる改善を図る。</p>		<p>○国や指定公共機関等が実施する、原子力防災に関する研修を積極的に活用する、国や防災関係機関と連携して、防災業務関係者を対象に以下の研修を実施し、研修成果を訓練等において具体的に確認する旨を記載している。</p> <ol style="list-style-type: none"> （１）原子力防災体制及び組織に関すること。 （２）原子力発電所の概要に関すること。 （３）原子力災害とその特性に関すること。 （４）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。 （５）モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること。 （６）原子力防災対策上の諸設備に関すること。 	<p>○国や指定公共機関等が実施する、原子力防災に関する研修を積極的に活用する、国や防災関係機関と連携して、防災業務関係者を対象に以下の研修を実施し、研修成果を訓練等において具体的に確認する旨を記載している。</p> <ol style="list-style-type: none"> （１）原子力防災体制及び組織に関すること。 （２）原子力発電所の概要に関すること。 （３）原子力災害とその特性に関すること。 （４）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。 （５）モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関するこ 	<p>○いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第３章 第１５節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>○阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第３章 第１３節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>○鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第３章 第１６節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>○出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第３章 第１６節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>○日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第３章 第１５節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>○始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第３章 第１５節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>○さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第３章 第１６節 防災業務関係者の人材育成】</p>

		<p>(7) 緊急時に市・県や国等が講じる対策の内容に関する事。</p> <p>(8) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関する事。</p> <p>(9) 放射線緊急被ばく医療に関する事。</p> <p>(10) その他の緊急時対応に関する事。</p> <p>【第3章 第16節 防災業務関係者の人材育成】</p>	<p>と。</p> <p>(6) 原子力防災対策上の諸設備に関する事。</p> <p>(7) 緊急時に市・県や国等が講じる対策の内容に関する事。</p> <p>(8) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関する事。</p> <p>(9) 放射線緊急被ばく医療に関する事。</p> <p>(10) その他の緊急時対応に関する事。</p> <p>【第3章 第15節 防災業務関係者の人材育成】</p>	<p>○長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第2章 第13節 防災業務関係者に対する研修及び人材育成】</p>
--	--	---	---	--

【原子力災害対策指針（第3 緊急事態応急対策）に示された基本的考え方】

（1）緊急事態応急対策の基本的考え方

- ▶ 原子力災害の発生時においては、限られた時間内に得られる確実性の高い情報に基づき住民等の防護措置を的確かつ迅速に講じることが必要である。
- ▶ その際、観測可能な数値に基づき、当事者が事態に応じた防護措置を行う事が重要である。

原子力災害対策指針 第3 緊急事態応急対策	「川内地域の緊急時対応について」該当ページ	鹿児島県地域防災計画 (平成25年度版) 第4章 緊急事態応急対策	薩摩川内市地域防災計画 (平成25年度版) 第4章 緊急事態応急対策計画	いちき串木野市(H25.5)、阿久根市(H25.5)、鹿児島市、出水市(H25.6)、日置市、始良市(H25.5)、さつま町、長島町(H25.6)
<p>(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策 以下の流れに沿って、緊急事態応急対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態、施設敷地緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備や住民等への情報提供等を開始する。 ・全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、予防的防護措置を行う。 ・その後、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、避難や一時移転、飲食物摂取制限等の防護措置を行う。 <p>(5) 防護措置</p> <p>○避難及び一時移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、避難を実施する。 ・UPZにおいては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要。また、緊急時モニタリングを行い、OILに基づき避難や一時移転を実施する。 ・UPZ外においては、放射性物質の放出後については、UPZにおける対応と同様。 ・一般住民はもとより、災害時要援護者等に対し、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。可能な限り少ない移転となるよう、避難場所の事前調整が必要であ 	<p>3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薩摩川内市における初動対応(19ページ) ○住民への情報伝達(20ページ) ○PAZ圏内の医療機関及び社会福祉施設の避難先(21ページ) ○PAZ圏内の在宅の避難行動要支援者への対応(22ページ) ○避難を行うことにより健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応(23ページ) ○PAZ圏内の学校・保育所の児童等の避難(24ページ) ○施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力(25ページ) ○施設敷地緊急事態での輸送能力の確保(26ページ) <p>4. PAZ圏内の全面緊急事態における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○PAZ圏内の住民の避難先(28ページ) ○自家用車で避難できない住民の数(29ページ) 	<p>○以下の項目について記載している。</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難準備 <ul style="list-style-type: none"> ア 住民の避難準備 イ 病院等医療機関等の避難準備 ウ 段階的避難への配慮 (2) PAZ内における避難等の防護措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備 イ 避難の準備等 ウ 避難の実施等 エ 県の応急措置 オ 薩摩川内市の緊急措置 (3) UPZ内における緊急時防護措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 国の指示等に基づく避難等の実施 イ 国や県の助言等 ウ 知事の意見陳述 (4) UPZ外における防護措置の実施 (5) 避難方法 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難の手段 イ 避難車両の手配 ウ 運送事業者への要請・指示 (6) 交通誘導 	<p>○以下の項目について記載している。</p> <p>第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 避難準備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民等の避難準備 (2) 病院等医療機関等の避難準備 (3) 段階的避難への配慮 2 PAZ内における予防的防護措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時要援護者等に係る予防的防護措置(避難)の準備 (2) 予防的防護措置(避難)の準備等 (3) 予防的防護措置の実施等 (4) 県の応急措置 (5) 市の応急措置 3 UPZ内における緊急防護措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国の指示等に基づく避難等の実施 (2) 市長の意見陳述 4 UPZ外における防護措置 5 避難方法 <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難の手段 (2) 避難車両の手配 6 避難状況の確認 7 交通誘導 <ul style="list-style-type: none"> (1) 県警察等による交通誘導 	<p>○いちき串木野市：薩摩川内市と同様の項目を記載。【第4章 第4節 第1、第5】</p> <p>○阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動】</p> <p>○鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第5節 屋内退避、避難収容等の防護活動】</p> <p>○出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動】</p> <p>○日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第5節 屋内退避、避難収容等の防護活動】</p> <p>○始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第4節 第1 屋内退避、避難収容等の防護活動の実施】</p> <p>○さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動】</p> <p>○長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第2章 第7節 避難収容活動体制の整備】</p>

<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難が遅れた住民や病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、機密性の向上等の放射線防護対策を講じておく。 <p>○屋内退避</p> <ul style="list-style-type: none"> PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、避難を実施する。 UPZにおいては、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは、屋内退避を実施する。 UPZ外においては、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○PAZ圏内の観光客及び民間企業の従業員の数（30ページ） ○全面緊急事態で必要となる輸送能力（31ページ） ○全面緊急事態での輸送能力の確保（32ページ） ○PAZ圏内4地区から避難先施設までの経路（33、34、45、36ページ） ○避難を円滑に行うための対応策（37、38ページ） ○自然災害等により避難策が被災した場合の避難先の調整（39ページ） ○自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策（40ページ） <p>5. UPZ圏内における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○UPZ圏内における防護措置の考え方（42ページ） ○UPZ圏内住民の一時移転（43ページ） ○一時移転に備えた関係者の対応（44ページ） ○UPZ圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先（46ページ） ○一時移転等を行う際の情報伝達（47ページ） ○受入先調整のためのデータベース（48ページ） ○医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整スキーム（49ページ） ○UPZ圏内の学校・保育所等の防護措置（50ページ） ○UPZ圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置（51ページ） ○UPZ圏内の一時移転に必要な輸送能力の確保（52ページ） ○他の地方公共団体からの応援計画（53ページ） 	<ul style="list-style-type: none"> ア 県警察等による交通誘導 イ 受入市町村の協力 <p>(7) 受入市町村の協力</p> <p>(8) 避難開始当初の避難所の開設・運営に係る受入れ市町村の協力</p> <p>(9) 甑島における対応</p> <p>(10) 県域を越える広域避難を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要と判断される場合には、原子力災害対策本部に対し、要請を行う。</p> <p>(11) 家庭動物との同行逃避</p> <p>(12) 住民等への避難指示</p>	<p>(2) 受入市町村の協力</p> <p>8 受入市町村への指示</p> <p>9 避難開始当初の避難所の開設・運営に係る受入市町村の協力</p> <p>10 甑島における対応</p> <p>11 市民等への避難指示</p> <p>(1) 避難指示の伝達</p> <p>(2) 避難誘導時の情報提供</p> <p>第5 災害時要援護者等への配慮</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者等への配慮 2 在宅の災害時要援護者の避難 3 病院等医療機関における避難措置 4 社会福祉施設における避難措置 5 学校等施設における避難措置 6 避難誘導・移送体制時の留意事項 <p>【第4章 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動】</p>	
<p>(3) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>○緊急時モニタリングの準備及び初動対応</p> <p>警戒事態において緊急時モニタリングの実施の準備を行う。</p> <p>○緊急時モニタリングの実施</p>	<p>7. 緊急時モニタリングの実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時モニタリングの体制（65ページ） ○鹿児島県における環境放射線モニタリング 	<p>○県は、国の緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力し、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング実施計画を策定するとともに、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリング</p>	<p>○市災害対策本部長が、県が行う緊急時モニタリングに協力する旨を記載。</p> <p>※緊急時モニタリングの体制、関係機関への協力要請、緊急時モニタリングの実施に</p>	<p>○いちき串木野市：県の計画を抜粋して記載。【第4章 第3節 緊急時モニタリング】</p> <p>○阿久根市：県が行う緊急時モニタリングに協力する旨を記載。【第4章 第2節 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動】</p>

<p>緊急時モニタリング実施計画に基づいて緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。</p>	<p>ニタリング体制 (66、67ページ) ○緊急時モニタリング実施計画 (68ページ) ○川内地域の既設固定観測局及び一時移転等の実施単位(69ページ) ○緊急時モニタリング動員計画 (70ページ)</p>	<p>を実施する旨を記載している。 【第4章 第4節 緊急時モニタリング】</p>	<p>については、県の計画を抜粋して記載。 【第4章 第3節 緊急時モニタリング】</p>	<p>○鹿児島市：県の計画を抜粋して記載。【第4章 第4節 緊急時モニタリング】 ○出水市：阿久根市と同様の記載。【第4章 第2節 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動】 ○日置市：県の計画を記載。【第4章 第4節 第4 緊急時モニタリングの実施】 ○始良市：県の計画を抜粋して記載。【第4章 第3節 緊急時モニタリング】 ○さつま町：阿久根市と同様の記載。【第4章 第2節 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動】 ○長島町：阿久根市と同様の記載。【第3章 第3節 2 緊急時モニタリング活動】</p>
<p>(4) 緊急時における住民等への情報提供 ○多様なメディア等の使用可能な手段を駆使して、正確かつ分かりやすい内容で住民等に迅速に情報提供する。下記項目について定期的に繰り返し住民等に伝達する。 ・異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容 ・周辺環境状況及び今後の予測 ・各区域あるいは集落別の住民の採るべき行動についての指示 ○報道機関に対して積極的に情報伝達に関する協力を求める。</p>	<p>2. 緊急時対応体制 ○住民への情報伝達体制(15ページ) ○国の広報体制(16ページ)</p>	<p>○県は、国及び市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備する旨を記載。 ○更に、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するように努め、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めることとしている。(情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、電気通信事業社、新聞社等の報道機関の協力を得る旨を記載。) ○住民のニーズを踏まえた情報提供を行うとしており、原子力災害の状況、出荷制限の情報、交通規制、避難経路や避難所等の情報を提供するとしている。 【第4章 第10節 住民等への的確な情報伝達活動】</p>	<p>○避難に当たっての市民等への指示事項をあらかじめ定めるとともに、利用可能なさまざまな情報伝達手段を活用し、繰り返し広報し、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める旨を記載している。(情報伝達に当たって、防災行政無線、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る旨を記載。) 【第4章 第9節 市民等への的確な情報提供活動】</p>	<p>○いちき串木野市：薩摩川内市の同様の記載。【第4章 第9節 住民等への的確な情報伝達活動】 ○阿久根市：薩摩川内市の同様の記載。【第4章 第9節 住民等への的確な情報伝達活動】 ○鹿児島市：薩摩川内市の同様の記載。【第4章 第10節 住民等への的確な情報伝達活動】 ○出水市：薩摩川内市の同様の記載。【第4章 第9節 住民等への的確な情報伝達活動】 ○日置市：薩摩川内市の同様の記載。【第4章 第10節 住民等への的確な情報伝達活動】 ○始良市：薩摩川内市の同様の記載。【第4章 第9節 住民等への的確な情報伝達活動】※薩摩川内市と同じ ○さつま町：薩摩川内市の同様の記載。【第4章 第9節 住民等への的確な情報伝達活動】 ○長島町：薩摩川内市の同様の記載。【第3章 第9節 町民等への的確な情報伝達活動】</p>
<p>○安定ヨウ素剤の予防服用 ・PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について指示を出すため、その指示に従い服用する。 ・PAZ外については、原子力規制委員会が必要性を判断し指示を出すため、その指示に従い服用する。 ○緊急被ばく医療 ・原子力災害時には、汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して、あらかじめ整備した医療体制に基づいて、初期対応段階における医療措置を円滑に行う。</p>	<p>8. 緊急被ばく医療の実施体制 ○避難住民に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布 (74ページ) ○緊急被ばく医療体制 (76ページ)</p>	<p>○原災本部の指示に基づき、事前配布された安定ヨウ素剤の服用を指示する、原則として医師の関与の下で安定ヨウ素剤を配布して服用を指示する、旨を記載している。 【第4章 第5節 5 安定ヨウ素剤の予防服用】</p>	<p>○県が実施する住民等の健康管理、スクリーニング、除染及び安定ヨウ素剤の配布等の緊急被ばく医療活動等に協力する旨を記載している。 ※医療活動について、県の計画を抜粋。 【第4章 第8節 救助・救急、消化及び医療活動 第2 医療活動等】</p>	<p>○いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第8節 第2 医療活動等】 ○阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第8節 救助・救急、消化及び医療活動】 ○鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第9節 救助・救急、消化及び医療活動】 ○出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第8節 救助・救急、消化及び医療活動】 ○日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第9節 第2 医療活動等】 ○始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第4節 第4 避難の際の住民等に対するスクリーニングの実施】 ○さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第6節 2 汚染検査の実施】 ○長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第8節 2 医療活動の協力】</p>
<p>○汚染スクリーニング及び除染 ・汚染スクリーニングの実施に当たっては、それが必要な対象(人体・物品等)すべてに対して実施できる</p>	<p>8. 緊急被ばく医療の実施体制 ○避難退域時検査・除染の実施地点 (75ページ)</p>	<p>○県は、原子力災害対策指針に基づき、九州電力と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等のスクリー</p>	<p>○県が実施する住民等の健康管理、スクリーニング、除染及び安定ヨウ素剤の配布等の緊急被ばく医療活動等に協力する旨を記</p>	<p>○いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第8節 第2 医療活動等】 ○阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第8節 救</p>

<p>ような場所を選定する。スクリーニングは、可能な限りバックグラウンドの値が低いところで行うことが望ましい。</p>		<p>ニング及びO I Lに基づく除染を行う旨を記載している。 ○また、車両については、避難区域外の避難経路においてスクリーニングを行い、汚染が認められる場合は、自衛隊等の関係機関の協力を得て除染を行うとしている。 【第4章 第5節 4 避難の際の住民等に対するスクリーニングの実施】</p>	<p>載している。 ※医療活動について、県の計画を抜粋。 【第4章 第8節 救助・救急、消化及び医療活動 第2 医療活動等】</p>	<p>助・救急、消化及び医療活動】 ○鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第9節 救助・救急、消化及び医療活動】 ○出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第8節 救助・救急、消化及び医療活動】 ○日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第9節 第2 医療活動等】 ○始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第4節 第4 避難の際の住民等に対するスクリーニングの実施】 ○さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第6節 2 汚染検査の実施】 ○長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第8節 2 医療活動の協力】</p>
<p>○飲食物の摂取制限 ・O I L 2 を超える地域を特定し、当該地域の地域生産物の摂取を制限する。飲食物の放射性各種濃度の測定結果が得られた段階では、O I L 6 の結果に基づき、飲食物の摂取制限が判断される。</p>	<p>2. 緊急事態応急対策 ○原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置（運用上の介入レベル：O I L）（9ページ）</p>	<p>○飲食物の出荷制限、摂取制限に関し、国の指示に基づき、避難指示等の対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施すること、原子力災害対策指針の基準を踏まえ飲食物の検査を実施すること、等を記載。 ○飲用水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び摂取制限は、市町が実施する旨を記載。 【第4章 第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】</p>	<p>○飲食物の出荷制限、摂取制限に関し、市が、避難指示等の対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施すること、原子力災害対策指針の基準を踏まえ飲食物の検査を実施すること、等を記載。 【第4章 第6章 飲食物の出荷制限、摂取制限】</p>	<p>○いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限】 ○阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】 ○鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】 ○出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】 ○日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】 ○始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】 ○さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】 ○長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】</p>
<p>○防災業務関係者の防護措置 ・安全を確保し、ある程度の被ばくが予想されることを踏まえた防護措置が必要である。</p>	<p>6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制 ○P A Z 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制（55ページ） ○U P Z 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制（56ページ） ○原子力事業者による放射性防護資機材等の支援体制（57ページ）</p>	<p>○緊急事態応急対策にかかわる防災業務関係者の安全確保策として、①安全確保方針、②防護対策、③防災業務関係者の放射線防護、を規定している。 【第4章 第3節 6 防災業務関係者の安全確保】</p>	<p>○緊急事態応急対策にかかわる防災業務関係者の安全確保策として、①安全確保方針、②防護対策、③防災業務関係者の放射線防護、を規定している。 【第4章 第2節 第6 防災業務関係者の安全確保】</p>	<p>○いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第2節 第6 防災業務関係者の安全確保】 ○阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第3節 6 防災業務関係者の安全確保】 ○鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第3節 6 防災業務関係者の安全確保】 ○出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第3節 6 防災業務関係者の安全確保】 ○日置市：薩摩川内市と同様の記載。【4. 第3節 第6 防災業務関係者の安全確保】 ○始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第5編 第4章 第2節 第6 防災業務関係者の安全確保】 ○さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第3節 6. 防災業務関係者の安全確保】 ○長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第2節 （8） 防災業務関係者の安全確保】</p>
<p>○各種防護措置の解除 ・防護措置の解除は、関連する地方公共団体との協議を行い、慎重な判断を行う。</p>		<p>○県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、応急対策</p>	<p>○市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に</p>	<p>○いちき串木野市：薩摩川内市の同様の記載。【第6章 第4節 各種制限措置等の解除】 ○阿久根市：薩摩川内市の同様の記載。【第5章 第5節 各</p>

		として実施された、立入り制限、飲食物の摂取制限、等の措置の解除を行う旨を記載している。 【第6章 第5節 各種制限措置等の解除】	基づき、応急対策として実施された、立入り制限、飲食物の摂取制限、等の措置の解除を行う旨を記載している。 【第6章 第4節 各種制限措置等の解除】	種制限措置の解除】 ○鹿児島市：薩摩川内市の同様の記載。【第6章 第5節 各種制限措置の解除】 ○出水市：薩摩川内市の同様の記載。【第6章 第5節 各種制限措置の解除】 ○日置市：薩摩川内市の同様の記載。【第6章 第5節 各種制限措置の解除】 ○始良市：薩摩川内市の同様の記載。【第6章 第4節 各種制限措置の解除】 ○さつま町：薩摩川内市の同様の記載。【第6章 第5節 各種制限措置の解除】 ○長島町：薩摩川内市の同様の記載。【第5章 第4節 各種制限措置の解除】
--	--	---	---	---

【原子力災害対策指針（第4 原子力災害中長期対策）に示された基本的考え方】

（1）原子力災害中長期対策の基本的考え方

▶ 原子力災害が発生した場合において、事態の一定の収束がなされた後においても、すでに環境中に放出されてしまった放射性物質等への適切な対応が必要になる。このため、以下の中長期的対策を、関係者間で十分に対話しながら進めることが重要である。

原子力災害対策指針 第4 原子力災害中長期対策	鹿児島県地域防災計画 (平成25年度版) 第6章 原子力災害中長期対策	薩摩川内市地域防災計画 (平成25年度版) 第6章 原子力災害中長期対策計画	いちき串木野市 (H25.5)、阿久根市 (H25.5)、鹿児島市、出水市 (H25.6)、日置市、始良市 (H25.5)、さつま町、長島町 (H25.6)
<p>（2）発災後の復旧に向けた環境放射線モニタリング 環境放射線モニタリングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。</p>	<p>○県は、国の統括の下、関係省庁及び九州電力等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行う旨を記載している。 【第6章 第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表】</p>	<p>○市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う旨を記載している。 【第6章 第3節 放射性物質による環境汚染への対処】</p>	<p>○いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第3節 放射性物質による環境汚染への対処】 ○阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第5章 第4節 放射線物質による環境汚染への対処】 ○鹿児島市：県の計画を抜粋して記載。【第6章 第6節 緊急時モニタリングの実施と結果の公表】 ○出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第5章 第4節 放射線物質による環境汚染への対処】 ○日置市：県の計画を抜粋して記載。【第6章 第6節 緊急時モニタリングの実施と結果の公表】 ○始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第3節 放射線物質による環境汚染への対処】 ○さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第5章 第4節 放射線物質による環境汚染への対処】 ○長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第5章 第4節 放射性物質による環境汚染への対処】</p>
<p>（3）発災後の復旧に向けた個人線量推定 実際の個人の被ばく線量の推定を行い、それらの結果に基づいて、防護措置と除染措置を実施する。</p>			
<p>（4）発災後の復旧に向けた健康評価 放射線との関連が明かな疾患だけでなく、メンタルケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価を実施する。</p>	<p>○県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び市町村とともに、原子力発電所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する旨を記載している。 【第6章 第11節 心身の健康相談体制の整備】</p>	<p>○市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、市民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する旨を記載している。 【第6章 第10節 心身の健康相談体制の整備】</p>	<p>○いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第10節 心身の健康相談体制の整備】 ○阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第5章 第10節 心身の健康相談体制の整備】 ○鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第11節 心身の健康相談体制の整備】 ○出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第10節 心身の健康相談体制の整備】</p>

			<p>身の健康相談体制の整備】</p> <p>○日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第11節 心身の健康相談体制の整備】</p> <p>○始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第10節 心身の健康相談体制の整備】</p> <p>○さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第10節 心身の健康相談体制の整備】</p> <p>○長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第5章 第11節 心身の相談体制の整備】</p>
<p>(5) 除染措置</p> <p>住民等が通常生活に復帰できるよう、除染措置を講じる。除染措置を講じる際には、社会的要因を考慮した効果的な計画を立てる。</p>	<p>○県は、国、市町、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染の対処に必要な措置を行う旨を記載している。</p> <p>【第6章 第4節 放射性物質による環境汚染への対処】</p>	<p>○市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染の対処に必要な措置を行う旨を記載している。</p> <p>【第6章 第3節 放射性物質による環境汚染への対処】</p>	<p>○いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第3節 放射性物質による環境汚染への対処】</p> <p>○阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第4節 放射性物質による環境汚染への対処】</p> <p>○鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第4節 放射性物質による環境汚染への対処】</p> <p>○出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第4節 放射性物質による環境汚染への対処】</p> <p>○日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第4節 放射性物質による環境汚染への対処】</p> <p>○始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第3節 放射性物質による環境汚染への対処】</p> <p>○さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第4節 放射性物質による環境汚染への対処】</p> <p>○長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第5章 第4節 放射性物質による環境汚染への対処】</p>

防災基本計画要求内容への対応状況

【防災基本計画（第12編 原子力災害対策編）前文】

- 本編では、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について記述する。
- 本編は、原子力災害対策の基本となるものである。各主体は想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。
- 専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針による。
- 本編第1章から第3章までの地域防災計画（原子力災害対策編）を策定すべき地域については、上記指針において示されている“原子力災害対策重点区域”を目安として、その自然的、社会的周辺状況等を勘案して定める。また、国〔内閣府等〕は、地域防災計画（原子力災害対策編）の充実化を支援する。

【項目別の対応状況】

<p>防災基本計画 第12編 原子力災害対策編 第1章 災害予防 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (地方公共団体に関する内容のみ)</p>	<p>「川内地域の緊急時対応（全体版）」 該当ページ</p>	<p>鹿児島県地域防災計画 (平成25年度版) 第3章 原子力災害事前対策</p>	<p>薩摩川内市地域防災計画 (平成25年度版) 第3章 原子力災害事前対策計画</p>	<p>関係市町地域防災計画（項目のみ） (いちき串木野市(H25.5)、阿久根市(H25.5)、鹿児島市、出水市(H25.6)、日置市、始良市(H25.5)、さつま町、長島町(H25.6)) 第3章 原子力災害事前対策計画 (長島町は第2章に記載)</p>
<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ○平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。 ○国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。 ○国及び地方公共団体は、避難場所、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。</p>	<p>5. UPZ 圏内における対応 ○PAZ 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制（52 ページ） ○UPZ 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制（53 ページ） 6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制 ○鹿児島県関係市町における行政備蓄（58 ページ） ○PAZ 圏内避難時の物資備蓄・供給体制（59 ページ） ○物資集積拠点・一時集結拠点（60 ページ） ○国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制（61 ページ） ○国による物資（燃料）の供給体制（62 ページ） ○主な物資の種類と担当省庁、関係企業団体（63 ページ）</p>	<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ○県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。 ○県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。 ○県は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。</p>	<p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ○市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。 ○市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。 ○市は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。</p>	<p>○いちき串木野市：【第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】 ○阿久根市：【第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】 ○鹿児島市：【第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】 ○出水市：【第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】 ○日置市：【第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】 ○始良市：【第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】 ○さつま町：【第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】 ○長島町：【第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え】</p>
<p>1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備 (1) 情報収集・連絡体制 ○国、公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、原子力事業者、市町村、都道府県、国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートが多重化及び情報収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。 ○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、原子力災害に対し万全を期すため、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。 ○地方公共団体は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努める。 ○国、指定公共機関及び地方公共団体は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。 ○国、指定公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。 ○国及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。 ○国、地方公共団体及び原子力事業者は、内閣府の原子力防災専門官、原子力事業者の原子力防災要員等を原子力災害</p>	<p>2. 緊急事態対応体制 ○鹿児島県及び関係市町の対応体制（10 ページ） ○国の対応体制（11 ページ） ○連絡体制の確保（14 ページ） ○住民への情報伝達体制（15 ページ） ○国の広報体制（16 ページ） ○国、鹿児島県、関係市町による住民相談窓口の設置（17 ページ） 3. PAZ 圏内の施設敷地緊急事態における対応 ○住民への情報伝達（20 ページ） 5. UPZ 圏内における対応 ○一時移転等を行う際の情報伝達（47 ページ）</p>	<p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 1 ○県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。 ○県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。 ○県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、原子力発電所の状況や薩摩川内市及び関係周辺市町の地域における情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。 ○県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。 ○県は、関係機関と連携し、衛星携帯電話、簡易無線局、MC A用無線機、インターネットメール、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。 ○県は、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じて災害対策本部に関係機関等の出席を求める。</p>	<p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第1 ○市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、関係周辺市町、九州電力、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。 ○市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。 ○市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、原子力発電所の状況や市域における情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を図る。 ○市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。 ○市は、関係機関と連携し、衛星携帯電話、インターネットメール、移動系防災無線、携帯電話等の整備を図るほか、防災関係機関と連携し、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。 ○市は、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じて対策本部に関係機関等の出席を求める。</p>	<p>○いちき串木野市：【第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第1】 ○阿久根市：【第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 1】 ○鹿児島市：【第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 1】 ○出水市：【第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 1】 ○日置市：【第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 第1】 ○始良市：【第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第1】 ○さつま町：【第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 1】 ○長島町：【第5節 情報収集・連絡体制の整備 1】</p>

<p>発生場所等において情報の収集・連絡にあたる要員としてあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を図る。</p>				
<p>(2) 情報の分析整理 ○国、地方公共団体及び原子力事業者は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努める。 ○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、平常時より防災関連情報の収集、蓄積に努める。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。</p>	<p>本資料の内容が、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化を行う。</p>	<p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 2 ○県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるように必要な体制の整備に努める。 ○県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。 ○県は、国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、常に最新のものとなるよう更新し、災害対策本部室、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理する。</p>	<p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第2 ○市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるように必要な体制の整備に努める。 ○市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。</p>	<p>○いちき串木野市：【第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第2】 ○阿久根市：【第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 2】 ○鹿児島市：【第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 2】 ○出水市：【第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 2】 ○日置市：【第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 第2】 ○始良市：【第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第2】 ○さつま町：【第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 2】 ○長島町：【第5節 情報収集・連絡体制の整備 3】</p>
<p>(3) 通信手段の確保 ○国及び都道府県は、緊急時において、国と都道府県、都道府県と市町村の連絡を円滑に行うための専用回線網の整備・維持に努める。 ○国及び都道府県は、対策拠点施設と国、都道府県及び市町村との間の専用回線網の整備・維持を図る。 ○国、地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。 ○国、地方公共団体等は、緊急時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。</p>	<p>2. 緊急事態対応体制 ○連絡体制の確保 (14 ページ)</p>	<p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 3 ○県は、国、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡に必要な諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。</p>	<p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第3 ○市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、あらかじめ緊急時通信連絡に必要な諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。</p>	<p>○いちき串木野市：【第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第3】 ○阿久根市：【第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 3】 ○鹿児島市：【第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 3】 ○出水市：【第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 3】 ○日置市：【第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 第3】 ○始良市：【第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 第3】 ○さつま町：【第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 3】 ○長島町：【第5節 情報収集・連絡体制の整備 2】</p>
<p>(5) 職員の体制 ○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、それぞれの機関において、実情に応じ、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準、参集対象者、連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制の整備を図る。 ○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、事態が長期化した場合に備えて職員の動員体制を整備する。 ○国及び地方公共団体は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。 ○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを策定し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関との連携等について徹底を図る。</p>	<p>2. 緊急事態対応体制 ○鹿児島県及び関係市町の対応体制 (10 ページ) ○国の対応体制 (11 ページ) ○国の職員・資機材等の緊急搬送 (12 ページ) ○オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策 (13 ページ) 3. PAZ 圏内の施設敷地緊急事態における対応 ○薩摩川内市における初動対応 (19 ページ) 5. UPZ 圏内における対応 ○一時移転等に備えた関係者の対応 (44 ページ) 8. 緊急被ばく医療の実施体制 ○緊急被ばく医療体制 (76 ページ) 9. 国の実動組織の支援体制 ○川内地域周辺の主な実動組織の所在状況 (79 ページ) ○実動組織の広域支援体制 (80 ページ) ○施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制 (81 ページ) ○自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応 (82 ページ) ○自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例 (83 ページ)</p>	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備 1～4 ○県は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、総括危機管理監を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。 ○県は、対策本部体制をとるべき状況になった場合、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。 ○県は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会の機能グループへの参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。 ○県は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。 ○県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、直ちに対策本部体制から緊急時体制に移行する。 ○県は、原子力緊急事態宣言発出後は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、薩摩川内市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織する。 ○原子力災害合同対策協議会のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能グループを設け、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、関係機関及び九州電力等のそれぞれの職員を配置す</p>	<p>第6節 緊急事態応急体制の整備 第1～第4 ○市は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、危機管理監を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。 ○市は、災害対策本部体制をとるべき状況になった場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。 ○市は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能グループへの参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。 ○市は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。 ○市は、原災法第15条第2項の規定に基づいて、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、対策本部体制を緊急時体制へ移行し、応急対策が円滑に実施できるよう、職員の参集、配備体制を整備する。 ○市は、原子力緊急事態宣言発出後は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県とともに原子力災害合同対策協議会を組織する。 ○原子力災害合同対策協議会のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、市民等の避難・屋内退避の状況の</p>	<p>○いちき串木野市：【第6節 緊急事態応急体制の整備 第1～第4】 ○阿久根市：【第6節 緊急事態応急体制の整備 1～4】 ○鹿児島市：【第7節 緊急事態応急体制の整備 1～4】 ○出水市：【第7節 緊急事態応急体制の整備 1～4】 ○日置市：【第7節 緊急事態応急体制の整備 第1～第4】 ○始良市：【第6節 緊急事態応急体制の整備 第1～第4】 ○さつま町：【第7節 緊急事態応急体制の整備 1～4】 ○長島町：【第6節 緊急事態応急体制の整備 1～4】</p>

		<p>ることから、県はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておく。</p> <p>○県は、国、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。</p> <p>○県は、長期間における災害対応において、職員の心身の状態を健全に維持するため、保健師、精神科医等の医療関係者の配置を検討する。</p>	<p>把握等を担う機能グループを設け、国、県、本市、関係周辺市町、関係機関及び九州電力等のそれぞれの職員を配置することから、市はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておく。</p> <p>○市は、国、県及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。</p> <p>○市は、長期間における災害対応において、職員の心身の状態を健全に維持するため、保健師、精神科医等の医療関係者の配置を検討する。</p>	
<p>(6) 複合災害に備えた体制</p> <p>○国、地方公共団体等の防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。</p> <p>○国、地方公共団体等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。</p>	<p>4. PAZ 圏内の全面緊急事態における対応</p> <p>○自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の調整 (39 ページ)</p> <p>○自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策 (40 ページ)</p> <p>5. UPZ 圏内における対応</p> <p>○受入先調整のためのシステム (48 ページ)</p> <p>○他の地方公共団体からの応援計画 (53 ページ)</p> <p>6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制</p> <p>○物資集積拠点・一時集結拠点 (60 ページ)</p> <p>9. 国の実動組織の支援体制</p> <p>○実動組織の広域支援体制 (80 ページ)</p> <p>○自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応 (82 ページ)</p> <p>○自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例 (83 ページ)</p>	<p>第8節 複合災害に備えた体制の整備 2</p> <p>○県は国と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。</p> <p>○県は、複合災害の発生により、防災活動に必要な人材及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び九州電力と相互の連携を図る。</p>	<p>第7節 複合災害に備えた体制の整備 第2</p> <p>○市は、国及び県と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。</p> <p>○市は、複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人員及び防災資機材の確保等において、国、県、指定公共機関及び九州電力と相互の連携を図る。</p>	<p>○いちき串木野市：【第7節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭、第2】</p> <p>○阿久根市：【第6節 緊急事態応急体制の整備 12～13】</p> <p>○鹿児島市：【第8節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭、第2】</p> <p>○出水市：【第8節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭、第2】</p> <p>○日置市：【第8節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭、第2】</p> <p>○始良市：【第7節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭、第2】</p> <p>○さつま町：【第8節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭、2】</p> <p>○長島町：【第11節 複合災害に備えた体制の整備 冒頭、2】</p>
<p>(7) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(8) 都道府県等と自衛隊との連携体制</p> <p>○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、防災関係機関相互の連携体制を強化するため、応急活動及び復旧活動に関し、平常時より各機関間における連携を強化しておく。</p> <p>○都道府県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>○市町村は、都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>○市町村は、屋内避難又は避難のための立退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>○地方公共団体は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</p> <p>○市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</p> <p>○都道府県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。</p> <p>○地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付け</p>	<p>2. 緊急事態対応体制</p> <p>○鹿児島県及び関係市町の対応体制 (10 ページ)</p> <p>○国の対応体制 (11 ページ)</p> <p>3. PAZ 圏内の施設敷地緊急事態における対応</p> <p>○薩摩川内市における初動対応 (19 ページ)</p> <p>5. UPZ 圏内における対応</p> <p>○一時移転等に備えた関係者の対応 (44 ページ)</p> <p>7. 緊急時モニタリングの実施体制</p> <p>○緊急時モニタリングの体制 (65 ページ)</p> <p>8. 緊急被ばく医療の実施体制</p> <p>○緊急被ばく医療体制 (76 ページ)</p> <p>9. 国の実動組織の支援体制</p> <p>○実動組織の広域支援体制 (80 ページ)</p> <p>○施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制 (81 ページ)</p>	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備 5～8</p> <p>○県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、薩摩川内市、関係周辺市町、自衛隊、県警察、消防機関、第十管区海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、九州電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。</p> <p>○県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受入体制などの整備を図る。</p> <p>○県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。</p> <p>○県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の周知徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。</p>	<p>第6節 緊急事態応急体制の整備 第5～第8</p> <p>○市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、関係周辺市町、自衛隊、県警察、消防機関、串木野海上保安部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、九州電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。</p> <p>○市は、消防の応援について、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受援体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。</p> <p>○市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等、必要な準備を整えておく。</p>	<p>○いちき串木野市：【第6節 緊急事態応急体制の整備 第5～第8】</p> <p>○阿久根市：【第6節 緊急事態応急体制の整備 5～8】</p> <p>○鹿児島市：【第7節 緊急事態応急体制の整備 5～8】</p> <p>○出水市：【第7節 緊急事態応急体制の整備 5～8】</p> <p>○日置市：【第7節 緊急事態応急体制の整備 第5～第8】</p> <p>○始良市：【第6節 緊急事態応急体制の整備 第5、第7、第8、第10】</p> <p>○さつま町：【第7節 緊急事態応急体制の整備 5～8】</p> <p>○長島町：【第6節 緊急事態応急体制の整備 5、6】</p>

<p>るよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>○地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど、体制の整備を図る。</p> <p>○都道府県等と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。</p> <p>○都道府県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。</p> <p>○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係各部隊と事前に調整を行う。</p>				
<p>(9) 緊急事態応急対策等拠点施設の指定、整備</p> <p>○国、地方公共団体、原子力事業者等は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練等に活用する。</p>	<p>2. 緊急事態対応体制</p> <p>○国の対応体制（11 ページ）</p>	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備 11</p> <p>○県は、国と連携してオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。</p>	<p>第6節 緊急事態応急体制の整備 第9</p> <p>○市は、国及び県と連携し、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練を実施するとともに、市民等に対する広報・防災知識の普及等に活用する。</p>	<p>○いちき串木野市：【第6節 緊急事態応急体制の整備 第9】</p> <p>○阿久根市：－</p> <p>○鹿児島市：【第7節 緊急事態応急体制の整備 11】</p> <p>○出水市：－</p> <p>○日置市：【第7節 緊急事態応急体制の整備 第9】</p> <p>○始良市：【第6節 緊急事態応急体制の整備 第11】</p> <p>○さつま町：－</p> <p>○長島町：－</p>
<p>(10) 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>○地方公共団体は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時モニタリングを適切に実施するとともに、原子力災害対策指針等に基づき、地域防災計画において緊急時モニタリング計画を策定し、モニタリングポストの整備・維持、モニタリング要員の確保等緊急時モニタリング体制の整備を図る。</p>	<p>7. 緊急時モニタリングの実施体制</p> <p>○緊急時モニタリングの体制（65 ページ）</p> <p>○鹿児島県における環境放射線モニタリング体制①（66 ページ）</p> <p>○鹿児島県における環境放射線モニタリング体制②（67 ページ）</p> <p>○緊急時モニタリング実施計画（68 ページ）</p> <p>○川内地域の既設固定観測局及び一時移転等の実施単位（69 ページ）</p> <p>○緊急時モニタリング動員計画（70 ページ）</p>	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備 12</p> <p>○県は、国及び九州電力と連携し、警戒事象又は特定事象の発生の通報があった場合は速やかに対応できるよう緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備する。</p>	<p>第6節 緊急事態応急体制の整備 第10</p> <p>○市は、県が実施する緊急時モニタリングへの要員派遣等の協力を行うための体制を整える。</p>	<p>○いちき串木野市：【第6節 緊急事態応急体制の整備 第10】</p> <p>○阿久根市：【第6節 緊急事態応急体制の整備 9】</p> <p>○鹿児島市：【第7節 緊急事態応急体制の整備 12】</p> <p>○出水市：【第7節 緊急事態応急体制の整備 9】</p> <p>○日置市：【第7節 緊急事態応急体制の整備 第10】</p> <p>○始良市：【第6節 緊急事態応急体制の整備 第12】</p> <p>○さつま町：【第7節 緊急事態応急体制の整備 9】</p> <p>○長島町：【第6節 緊急事態応急体制の整備 8】</p>
<p>(12) 公衆の被ばく線量の把握体制</p> <p>○地方公共団体は、国の支援を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備する。</p>	<p>6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制</p> <p>○PAZ 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制（55 ページ）</p> <p>○UPZ 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制（56 ページ）</p> <p>8. 緊急被ばく医療の実施体制</p> <p>○避難退域時検査・除染の実施地点（75 ページ）</p> <p>○活動基本フロー（77 ページ）</p>	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備 14</p> <p>○県は、国、市町村、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備を行う。</p>	<p>第6節 緊急事態応急体制の整備 第12</p> <p>○市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備を行う。</p>	<p>○いちき串木野市：【第6節 緊急事態応急体制の整備 第12】</p> <p>○阿久根市：【第6節 緊急事態応急体制の整備 11】</p> <p>○鹿児島市：【第7節 緊急事態応急体制の整備 14】</p> <p>○出水市：【第7節 緊急事態応急体制の整備 11】</p> <p>○日置市：【第7節 緊急事態応急体制の整備 第12】</p> <p>○始良市：【第6節 緊急事態応急体制の整備 第12】</p> <p>○さつま町：【第7節 緊急事態応急体制の整備 11】</p> <p>○長島町：【第6節 緊急事態応急体制の整備 11】</p>

<p>(13) 専門家の派遣体制 ○地方公共団体は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生 の通報を受けた場合に備え、国に対し事態の把握等のため に専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続 をあらかじめ定めておく。</p>	<p>2. 緊急事態対応体制 ○国の職員・資機材の緊急搬送（12 ページ）</p>	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備 13 ○県は、九州電力から特定事象発生等の通報を受けた場合、必 要に応じ国に対し、事態の把握のために専門的知識を有する 職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めてお く。</p>	<p>第6節 緊急事態応急体制の整備 第11 ○市は、九州電力から警戒事象又は特定事象発生等の通報を受け た場合、必要に応じ国に対し、事態の把握のために専門的知 識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ 定めておく。</p>	<p>○いちき串木野市：【第6節 緊急事態応 急体制の整備 第11】 ○阿久根市：【第6節 緊急事態応急体制 の整備 10】 ○鹿児島市：【第7節 緊急事態応急体制 の整備 13】 ○出水市：【第7節 緊急事態応急体制の 整備 10】 ○日置市：【第7節 緊急事態応急体制の 整備 第11】 ○始良市：【第6節 緊急事態応急体制の 整備 13】 ○さつま町：【第7節 緊急事態応急体制 の整備 10】 ○長島町：【第6節 緊急事態応急体制の 整備 10】</p>
<p>(14) 公共機関等の業務継続性の確保 ○地方公共団体等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急 対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害 時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投 入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図 る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業 務継続性の確保を図る。</p>	<p>2. 緊急事態対応体制 ○オフサイトセンターの放射線防護対 策・電源対策（13 ページ）</p>	<p>第14節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定 ○県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業 務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要 な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対 応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難 のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた 場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計 画の策定等により、業務継続性の確保を図る。</p>	<p>第13節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定 ○市は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業 務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要 な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対 応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難 のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた 場合の移転先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計 画の策定等により、業務継続性の確保を図る。</p>	<p>○いちき串木野市：【第13節 行政機能 の移転及び業務継続計画の策定】 ○阿久根市：【第11節 行政機関の業務 継続計画の策定】 ○鹿児島市：【第14節 行政機能の移転 及び業務継続計画の策定】 ○出水市：【第14節 行政機能の移転及 び業務継続計画の策定】 ○日置市：【第13節 行政機能の移転及 び業務継続計画の策定】 ○始良市：【第13節 行政機能の移転及 び業務継続計画の策定】 ○さつま町：【第14節 行政機関の業務 継続計画の策定】 ○長島町：【第10節 行政機関の業務継 続計画の策定】</p>
<p>2 避難収容及び情報提供活動関係 (1) 避難誘導 ○地方公共団体は、屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ 策定するものとし、国及び原子力事業者は、必要な支援を 行う。 ○地方公共団体は、屋内退避、避難やスクリーニング等の場 所・方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。 ○地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可 能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る 応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方 法を含めた手順等を定めるよう努める。 ○地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が 利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び 訓練の実施に努める。 ○地方公共団体は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮 を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。 ○地方公共団体は、避難誘導に当たっては、放射線の影響を 受けやすい乳幼児等について十分配慮する。 ○地方公共団体は、学校等が保護者との間で、災害発生時に おける児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを あらかじめ定めるよう促す。 ○市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難 のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども 園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に 努める。</p>	<p>3. PAZ 圏内の施設敷地緊急事態における対応 ○薩摩川内市における初動対応（19 ページ） ○PAZ 圏内の学校・保育所の児童等の避難（24 ページ） ○施設敷地緊急事態での輸送能力の確保（26 ページ） 4. PAZ 圏内の全面緊急事態における対応 ○全面緊急事態での輸送能力の確保（32 ページ） ○PAZ 圏内4地区から避難先施設までの経路（33～36 ページ） ○避難を円滑に行うための対応策①（37 ページ） ○避難を円滑に行うための対応策②（38 ページ） ○自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策（40 ページ） 5. UPZ 圏内における対応 ○一時移転等に備えた関係者の対応（44 ページ） ○UPZ 圏内の学校・保育所等の防護措置（50 ページ） ○UPZ 圏内の一時移転に必要な輸送能力の確保（52 ページ） ○他の地方公共団体からの応援計画（53 ページ）</p>	<p>第9節 避難収容活動体制の整備 2. 5～11 ○県は、薩摩川内市、関係周辺市町に対し、国、関係機関及び九州電力の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援する。 ○PAZ及びUPZ内の学校等施設の管理者は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。 ○県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。 ○PAZ及びUPZ内の興行場、駅、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設及び工場等事業所の管理者は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成に努める。 ○県は、薩摩川内市及び関係周辺市町が避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう薩摩川内市及び関係周辺市町等に対し助言する。 ○県は、国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図れるよう努める。 ○県は、薩摩川内市及び関係周辺市町が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画の策定を支援する。 ○県は、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。 ○県は、国、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力と連携の</p>	<p>第8節 避難収容活動体制の整備 第2. 第5～第11 ○市は、万一の災害に備え、市民等が混乱を起こすことなく避難等の指示にしたがって行動ができるよう、国、県、関係機関及び九州電力の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画を定める。 ○PAZ及びUPZ内の学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。 ○市は、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。 ○PAZ及びUPZ内の駅、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設及び工場等事業所の管理者は、市、県及び関係周辺市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成に努める。 ○市は、避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示等を行った場合において、避難誘導責任者等からの報告、又は災害対策本部要員を現地に派遣する等により、市民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。 ○市は、県の支援のもと、本市以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を本市と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図れるよう努める。 ○市は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。 ○市は、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法、屋内退避の方法等について、広報紙及びパンフレット等により、日頃から市民等への周知徹底に努める。 ○市は、国、県及び九州電力と連携の上、警戒事象及び特定事</p>	<p>○いちき串木野市：【第8節 避難収容活 動体制の整備 第2, 第5～第11】 ○阿久根市：【第7節 避難収容活動体制 の整備 1,4～9】 ○鹿児島市：【第9節 避難収容活動体制 の整備 2, 5～10】 ○出水市：【第9節 避難収容活動体制の 整備 2, 5～10】 ○日置市：【第9節 避難収容活動体制の 整備 第2, 第5～第10】 ○始良市：【第8節 避難収容活動体制の 整備 第2, 第5～第10】 ○さつま町：【第9節 避難収容活動体制 の整備 2, 5～10】 ○長島町：【第7節 避難収容活動体制の 整備 1, 4～7】、【第15節 学校、医 療機関等における避難計画の策定及び 防災教育・訓練の実施 1】</p>

		<p>うえ、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。</p> <p>○UPZを含む市町は、PAZ内の住民に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、PAZ内の住民等が円滑に避難できるよう配慮することについて、日頃からUPZ内の住民に対して理解を求める。</p> <p>○県は、住民等の避難誘導・移送を行うための道路、港湾及び漁港の整備に努めるとともに、薩摩川内市及び関係周辺市町に対しても、整備するよう助言する。</p>	<p>象発生後の経過に応じて周辺市民等に提供すべき情報について整理しておく。</p> <p>○市は、PAZ内の市民等に対して避難指示が出された際に、UPZ内の市民等がPAZ内の市民等と同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、PAZ内の市民等々が円滑に避難できるよう配慮することについて、日頃からUPZ内の市民等に対して理解を求める。</p> <p>○市は、県等と連携して、市民等の避難誘導・移送を行うための道路、港湾及び漁港の整備に努める。</p>	
<p>(2) 避難場所及び避難所</p> <p>○市町村は、地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>○指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。</p> <p>○指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。</p> <p>○市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。</p> <p>○地方公共団体は、避難所として指定された建築物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p>○地方公共団体は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>○地方公共団体は、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>○地方公共団体は、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。</p> <p>○地方公共団体は、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。</p> <p>○市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>○都道府県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。</p> <p>○都道府県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p>	<p>3. PAZ 圏内の施設敷地緊急事態における対応</p> <p>○PAZ 圏内の医療機関及び社会福祉施設の避難先 (21 ページ)</p> <p>○PAZ 圏内の在宅の避難行動要支援者への対応 (22 ページ)</p> <p>○避難を行うことにより健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応 (23 ページ)</p> <p>4. PAZ 圏内の全面緊急事態における対応</p> <p>○PAZ 圏内の住民の避難先 (28 ページ)</p> <p>○自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の調整 (39 ページ)</p> <p>5. UPZ 圏内における対応</p> <p>○UPZ 圏内住民の一時移転等 (43 ページ)</p> <p>○UPZ 圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先 (5～10km) (45 ページ)</p> <p>○UPZ 圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先 (10～30km) (46 ページ)</p> <p>○一時移転等を行う際の情報伝達 (47 ページ)</p> <p>○受入先調整のためのシステム (48 ページ)</p> <p>○医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整スキーム (49 ページ)</p> <p>○UPZ 圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置 (51 ページ)</p> <p>○他の地方公共団体からの応援計画 (53 ページ)</p> <p>6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制</p> <p>○鹿児島県関係市町における行政備蓄 (58 ページ)</p> <p>○PAZ 圏内避難時の物資備蓄・供給体制 (59 ページ)</p>	<p>第9節 避難収容活動体制の整備 3</p> <p>○県は、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、学校やコミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所としてあらかじめ指定するよう助言する。</p> <p>○避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言する。</p> <p>○県は、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言する。</p> <p>○県は、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査するとともに、具体的なコンクリート屋内退避体制を整備することについて助言する。</p> <p>○県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の整備に努める。</p> <p>○県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。</p> <p>○県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。</p> <p>○県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p>○県は、国や市町村と連携しながら、避難場所において、必要な貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等にも配慮した施設・設備についてあらかじめ整備し、必要に応じて直ちに輸送する体制の整備に努める。</p> <p>○県は、国や市町村と連携しながら、指定された避難場所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努める。</p>	<p>第8節 避難収容活動体制の整備 第3</p> <p>○市は、学校やコミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所としてあらかじめ指定する。</p> <p>○避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p>○市は、消防局、県等と連携して、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。</p> <p>○市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査するとともに、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。</p> <p>○市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を整備する。</p> <p>○市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。</p> <p>○市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p>○市は、国、県や他市町村と連携しながら、避難場所において、貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備についてあらかじめ整備し、必要に応じて直ちに輸送する体制の整備に努める。</p> <p>○市は、県と連携し、指定された避難場所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努める。</p>	<p>○いちき串木野市：【第8節 避難収容活動体制の整備 第3】</p> <p>○阿久根市：【第7節 避難収容活動体制の整備 2】</p> <p>○鹿児島市：【第9節 避難収容活動体制の整備 3】</p> <p>○出水市：【第9節 避難収容活動体制の整備 3】</p> <p>○日置市：【第9節 避難収容活動体制の整備 第3】</p> <p>○始良市：【第8節 避難収容活動体制の整備 第3】</p> <p>○さつま町：【第9節 避難収容活動体制の整備 3】</p> <p>○長島町：【第7節 避難収容活動体制の整備 2】</p>
<p>(3) 避難行動要支援者名簿</p> <p>○市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成す</p>	<p>3. PAZ 圏内の施設敷地緊急事態における対応</p> <p>○PAZ 圏内の医療機関及び社会福祉施設の避難先 (21 ページ)</p> <p>○PAZ 圏内の在宅の避難行動要支援者への対応 (22 ページ)</p> <p>○避難を行うことにより健康リスクが</p>	<p>第7節 避難収容活動体制の整備 4</p> <p>○県は、災害時要援護者等及び一時滞在中者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握するとともに関係者との共有に努める。</p>	<p>第8節 避難収容活動体制の整備 第4</p> <p>○市は、災害時要援護者等及び一時滞在中者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民等、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握するとともに、関係者との共有に努める。</p>	<p>○いちき串木野市：【第8節 避難収容活動体制の整備 第4】</p> <p>○阿久根市：【第7節 避難収容活動体制の整備 3】</p> <p>○鹿児島市：【第7節 避難収容活動体制の整備 4】</p> <p>○出水市：【第7節 避難収容活動体制の整備 4】</p>

<p>る。</p> <p>○市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p>	<p>高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応（23 ページ）</p> <p>5. UPZ 圏内における対応</p> <p>○UPZ 圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先（5～10km）（45 ページ）</p> <p>○UPZ 圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先（10～30km）（46 ページ）</p> <p>○一時移転等を行う際の情報伝達（47 ページ）</p> <p>○UPZ 圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置（51 ページ）</p>	<p>○県は、災害時要援護者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援する。</p> <p>○県は、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</p> <p>○県は、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、災害時要援護者等避難支援計画等を整備することを助言する。</p> <p>○P A Z 及びU P Z 内の病院等医療機関の管理者は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。</p> <p>○県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておく。</p> <p>○P A Z 及びU P Z 内の介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。</p> <p>○県は、P A Z 及びU P Z 内の社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定の締結を促進するよう努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p>	<p>○市は、災害時要援護者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制の整備を整備する。</p> <p>○市は、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努める。</p> <p>○P A Z 及びU P Z 内の病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。</p> <p>○P A Z 及びU P Z 内の介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。</p>	<p>整備 4】</p> <p>○日置市：【第7節 避難収容活動体制の整備 第4】</p> <p>○始良市：【第7節 避難収容活動体制の整備 第4】</p> <p>○さつま町：【第9節 避難収容活動体制の整備 4】</p> <p>○長島町：【第7節 避難収容活動体制の整備 3】、【第15節 学校、医療機関等における避難計画の策定及び防災教育・訓練の実施 2,3】</p>
<p>（4）周辺住民等への的確な情報伝達活動関係</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者は、周辺住民等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者は、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。</p> <p>○国及び地方公共団体は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系の整備を図る。</p> <p>○国及び地方公共団体は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>○国、指定公共機関及び地方公共団体は、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>○国、地方公共団体、放送事業者等は、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。</p> <p>○国及び地方公共団体は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。</p> <p>○国、地方公共団体等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、国民に対する普及啓発に努める。</p> <p>○国、指定公共機関及び地方公共団体は、住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ準備しておく。</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者は、平常時より周辺住民に対し、放射線防護等に関する正しい知識の普及・啓発に努める。</p>	<p>2. 緊急事態対応体制</p> <p>○住民への情報伝達体制（15 ページ）</p> <p>○国の広報体制（16 ページ）</p> <p>○国、鹿児島県、関係市町による住民相談窓口の設置（17 ページ）</p> <p>3. PAZ 圏内の施設敷地緊急事態における対応</p> <p>○住民への情報伝達（20 ページ）</p> <p>5. UPZ 圏内における対応</p> <p>○一時移転等を行う際の情報伝達（47 ページ）</p>	<p>第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>○県は、国、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。</p> <p>○県は、的確な情報を常に伝達できるよう、県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図る。</p> <p>○県は、国、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。</p> <p>○県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>○県は、放送事業者、電気通信事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、インターネット、コミュニティFM放送、FM電波を利用した文字多重放送、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。</p>	<p>第12節 市民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>○市は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。</p> <p>○市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図る。</p> <p>○市は、国及び県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。</p> <p>○市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>○市は、放送事業者、電気通信事業者、新聞社等の報道機関の協力のもと、インターネット、コミュニティFM放送局、広報用電光掲示板、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。</p>	<p>○いちき串木野市：【第12節 市民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>○阿久根市：【第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>○鹿児島市：【第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>○出水市：【第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>○日置市：【第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>○始良市：【第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>○さつま町：【第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>○長島町：【第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p>

<p>3 緊急輸送活動関係</p> <p>○地方公共団体は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握・点検する。</p> <p>○地方公共団体は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。</p> <p>○警察庁、地方公共団体等は、信号機、情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。</p> <p>○国及び地方公共団体は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。</p> <p>○国及び地方公共団体は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。</p> <p>○国及び地方公共団体は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</p>	<p>2. 緊急事態対応体制</p> <p>○国の職員・資機材等の緊急搬送（12ページ）</p> <p>4. PAZ 圏内の全面緊急事態における対応</p> <p>○避難を円滑に行うための対応策①（37ページ）</p> <p>○避難を円滑に行うための対応策②（38ページ）</p> <p>○自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策（40ページ）</p> <p>6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制</p> <p>○物資集積拠点・一時集結拠点（60ページ）</p> <p>○国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制（61ページ）</p> <p>○国による物資（燃料）の供給体制（62ページ）</p>	<p>第8節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>○県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておく。</p> <p>○県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。</p> <p>○県及び県警察は、国、薩摩川内市、関係周辺市町及び受入市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実に努める。</p>	<p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>○市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。</p> <p>○市は、市の情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。</p>	<p>○いちき串木野市：【第10節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>○阿久根市：【第8節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>○鹿児島市：【第11節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>○出水市：【第11節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>○日置市：【第10節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>○始良市：【第10節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>○さつま町：【第11節 緊急輸送活動体制の整備】</p> <p>○長島町：【第6節 緊急事態応急体制の整備 9】</p>
<p>4 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係</p> <p>○地方公共団体は、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。</p> <p>○救助・救急関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。</p>	<p>6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制</p> <p>○PAZ 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制（55ページ）</p> <p>○UPZ 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制（56ページ）</p> <p>○原子力事業者による放射性防護資機材等の支援体制（57ページ）</p> <p>9. 国の実動組織の支援体制</p> <p>○川内地域周辺の主な実動組織の所在状況（79ページ）</p> <p>○実動組織の広域支援体制（80ページ）</p> <p>○施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制（81ページ）</p> <p>○自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応（82ページ）</p>	<p>第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1, 2, 4</p> <p>○県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言する。</p> <p>○県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>○県は、平常時から薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力等と連携を図り、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言する。</p>	<p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第1, 第2, 第4</p> <p>○市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、国、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。</p> <p>○市は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>○市は、平常時から県、九州電力等と連携を図り、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行う。</p>	<p>○いちき串木野市：【第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第1, 第2, 第4】</p> <p>○阿久根市：【第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1, 2, 4】</p> <p>○鹿児島市：【第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1, 4, 7】</p> <p>○出水市：【第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1, 4, 7】</p> <p>○日置市：【第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第1, 第4, 第7】</p> <p>○始良市：【第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第1, 第2, 第4】</p> <p>○さつま町：【第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第1, 第2, 第4】</p> <p>○長島町：【第8節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1, 2】</p>
<p>(2) 医療活動関係</p> <p>○原子力規制委員会、地方公共団体は、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構、原子力事業者等と調整の上、原子力災害において、地域ごとに被ばく医療の中核的機能を担うための拠点となる被ばく医療機関を選定するなど、緊急被ばく医療体制の整備に努める。</p> <p>○都道府県は、被ばく医療に係る医療チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、被ばく医療に係る医療チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努める。</p> <p>○地方公共団体は、緊急被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成する。</p>	<p>8. 緊急被ばく医療の実施体制</p> <p>○緊急被ばく医療体制（76ページ）</p> <p>○活動基本フロー（77ページ）</p>	<p>第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3</p> <p>○県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。</p>	<p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3</p> <p>○市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。</p>	<p>○いちき串木野市：【第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3】</p> <p>○阿久根市：【第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>○鹿児島市：【第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>○出水市：【第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>○日置市：【第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3】</p> <p>○始良市：【第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3】</p> <p>○さつま町：【第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>○長島町：【第8節 救助・救急、医療、</p>

				消火及び防護資機材等の整備 3】
<p>(3) 安定ヨウ素剤関係</p> <p>○地方公共団体は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、事前配布の実施、避難経路近傍等における備蓄、緊急時の配布手段の準備などの必要な措置を講じる。</p>	<p>8. 緊急被ばく医療の実施体制</p> <p>○PAZ 圏内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布 (73 ページ)</p> <p>○避難住民に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布 (74 ページ)</p>	<p>第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3</p> <p>○県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。</p> <p>○安定ヨウ素剤については、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順、体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておく。</p> <p>○配布・服用方法等の具体的な在り方については、今後の国の動向等を踏まえて検討する。</p>	<p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3</p> <p>○安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順、体制が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておく。</p> <p>○配布・服用方法等の具体的な在り方については、今後の国の動向等を踏まえて検討する。</p>	<p>○いちき串木野市：【第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3】</p> <p>○阿久根市：－</p> <p>○鹿児島市：【第 12 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>○出水市：【第 12 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>○日置市：【第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3】</p> <p>○始良市：【第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第3】</p> <p>○さつま町：【第 12 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 3】</p> <p>○長島町：－</p>
<p>(4) 消火活動関係</p> <p>○地方公共団体は、平常時から原子力事業者等と連携を図り、原子力事業所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。</p>	<p>9. 国の実動組織の支援体制</p> <p>○川内地域周辺の主な実動組織の所在状況 (79 ページ)</p>	<p>第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 4</p> <p>○県は、平常時から薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力等と連携を図り、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言する。</p>	<p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第4</p> <p>○市は、平常時から県、九州電力等と連携を図り、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行う。</p>	<p>○いちき串木野市：【第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第4】</p> <p>○阿久根市：【第 9 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 4】</p> <p>○鹿児島市：【第 12 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 4】</p> <p>○出水市：【第 12 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 4】</p> <p>○日置市：【第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第4】</p> <p>○始良市：【第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第4】</p> <p>○さつま町：【第 12 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 4】</p> <p>○長島町：－</p>
<p>5 防災業務関係者の安全確保関係</p> <p>○国及び地方公共団体は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備する。</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行う。</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者は、防災業務関係者に対し、安全確保に関する必要な研修、教育訓練を行う。</p>	<p>6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制</p> <p>○PAZ 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制 (55 ページ)</p> <p>○UPZ 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制 (56 ページ)</p> <p>○原子力事業者による放射性防護資機材等の支援体制 (57 ページ)</p>	<p>第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 5</p> <p>○県は、国、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を計画的に整備する。</p> <p>○県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力と相互に密接な情報交換を行う。</p> <p>第16節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>○県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。</p>	<p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第5</p> <p>○市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材等を計画的に整備する。</p> <p>○市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び九州電力と相互に密接な情報交換を行う。</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>○市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。</p>	<p>○いちき串木野市：【第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第5】、【第 15 節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>○阿久根市：【第 9 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 5】、【第 13 節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>○鹿児島市：【第 12 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 5】、【第 16 節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>○出水市：【第 12 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 5】、【第 16 節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>○日置市：【第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第5】、【第 15 節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>○始良市：【第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 5】、【第 15 節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>○さつま町：【第 12 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 5】、【第 16 節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>○長島町：【第 8 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 4】、【第 13 節 防災業務関係者に対する研修及び人材育成】</p>

<p>6 物資の調達、供給活動関係</p> <p>○国、関係地方公共団体及び原子力事業者は、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者等は、備蓄を行うに当たって、大規模な原子力災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>○国及び地方公共団体は、備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。</p> <p>○国及び都道府県は、災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など供給の仕組みの整備を図る。</p>	<p>6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制</p> <p>○鹿児島県関係市町における行政備蓄（58 ページ）</p> <p>○PAZ 圏内避難時の物資備蓄・供給体制（59 ページ）</p> <p>○物資集積拠点・一時集結拠点（60 ページ）</p> <p>○国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制（61 ページ）</p> <p>○国による物資（燃料）の供給体制（62 ページ）</p> <p>○主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体（63 ページ）</p>	<p>第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 6</p> <p>○県は、国、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。</p> <p>○備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p>	<p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第6</p> <p>○市は、国、県及び九州電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。</p> <p>○市は、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>○市は、国、県と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。</p>	<p>○いちき串木野市：【第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第6】</p> <p>○阿久根市：【第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 6】</p> <p>○鹿児島市：【第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 6】</p> <p>○出水市：【第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 6】</p> <p>○日置市：【第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第6】</p> <p>○始良市：【第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第6】</p> <p>○さつま町：【第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 6】</p> <p>○長島町：【第8節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 5】</p>
<p>8 防災関係機関等の防災訓練等の実施</p> <p>○国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関等は、国が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画に基づいて、住民の参加を考慮した防災訓練を共同して実施する。</p> <p>○国、地方公共団体、原子力事業者等が訓練を行うに当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>○国、地方公共団体、原子力事業者等は、訓練後には専門家の評価も活用し、課題等を明らかにし、必要に応じ、防災訓練計画やマニュアルの改善等を行う。</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリング及び緊急被ばく医療の必要性、大気中放射性物質拡散計算システムの機能や役割など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、防災業務関係者に対する研修の充実・強化に努める。</p>	<p>9. 国の実動組織の支援体制</p> <p>○自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例（83 ページ）</p>	<p>第17節 防災訓練等の実施</p> <p>○県は、国、九州電力等関係機関の支援のもと、薩摩川内市及び関係周辺市町、自衛隊等と連携し、訓練計画を策定する。</p> <p>○県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策について、訓練シナリオを作成するなど、国の訓練の実施計画の企画立案に協力する。</p> <p>○県は、計画に基づき、国、自衛隊、九州電力等関係機関と連携して、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施する。</p> <p>○県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力等関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施する。</p> <p>○県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努める。</p> <p>○県は、訓練を実施するにあたり、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時刻を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう努める。</p> <p>○県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、市町村、九州電力等関係機関と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。</p>	<p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>○市は、国、県、九州電力等関係機関の支援のもと、薩摩川内市及び関係周辺市町、自衛隊等と連携し、訓練計画を策定する。</p> <p>○市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条の規定に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、市民等の避難及び市民等に対する情報提供等に関して市が行うべき防災対策について訓練シナリオを作成するなど、国の訓練の実施計画の企画立案に協力する。</p> <p>○市は、計画に基づき、国、県、九州電力等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと、又は要素を組み合わせた訓練を定期的実施する。</p> <p>○市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条の規定に基づき行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ市民等の協力を得て、国、県、九州電力等防災関係機関と共同して、総合的な防災訓練を実施する。</p> <p>○市は、訓練を実施するに当たり、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>○市は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、九州電力等関係機関と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。</p>	<p>○いちき串木野市：【第16節 防災訓練等の実施】</p> <p>○阿久根市：【第14節 防災訓練等の実施】</p> <p>○鹿児島市：【第17節 防災訓練等の実施】</p> <p>○出水市：【第17節 防災訓練等の実施】</p> <p>○日置市：【第16節 防災訓練等の実施】</p> <p>○始良市：【第16節 防災訓練等の実施】</p> <p>○さつま町：【第17節 防災訓練等の実施】</p> <p>○長島町：【第14節 防災訓練等の実施】</p>